

# 東かがわ市ワクワク子育て応援事業

(妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業)

東かがわ市では、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせ、妊婦支援給付金を支給することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援として東かがわ市ワクワク子育て応援事業(妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業)を実施します。

## 妊婦支給対象者

- 1回目 : 妊娠届出をし、妊婦給付認定の申請をした妊婦
- 2回目 : 東かがわ市で妊婦給付認定を受け、出生した児の産婦

※流産・死産・人工妊娠中絶で出産に至らなかった方も支給の対象になります。下記までお問い合わせください。

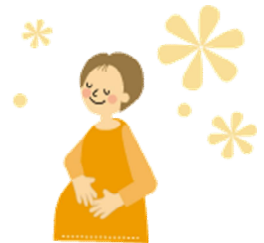
※申請日に東かがわ市に住民票のある方が対象です。

※他市町村で妊婦給付認定を受けておられる方が東かがわ市に転入された場合は、改めて東かがわ市の妊婦給付認定を受ける必要があります。なお、1回目の給付を他市町村ですでに受給されている方は、2回目のみ受給が可能です。

※妊婦給付認定について、医療機関により胎児心拍が確認できたことをもって「妊娠」と定義します。

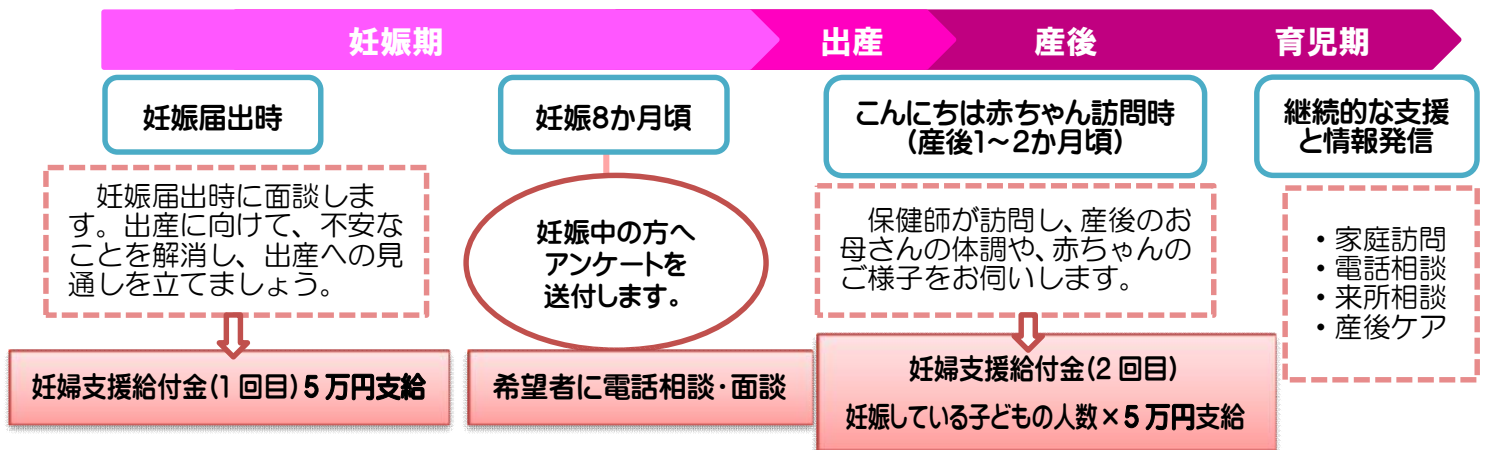
## 妊婦支援支給額

- 1回目 妊婦給付認定後 妊娠1回につき 5万円
- 2回目 妊娠している子どもの人数の届出後 子ども1人につき 5万円



## 支給方法

妊娠届出時とこどもには赤ちゃん訪問時に、それぞれアンケートの記入と面談後に、申請していただきます。申請後に妊婦給付認定及び給付決定し指定口座に振り込みます。



## 申請に必要なもの

### 妊婦支援給付1回目(妊娠届出時)

- 申請・請求者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード(表面)、パスポート等)
- 妊婦本人の口座が確認できる書類の写し(コピー)  
通帳(見開き1枚目)やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)
- 印鑑

### 妊婦支援給付2回目(赤ちゃん訪問時)

※後日、郵送申請となる場合は、上記の書類のほか、申請書及び請求書、本人確認ができる書類の写し(コピー)の添付が必要です。



【問合せ・申請先】〒769-2792 東かがわ市湊 1847 番地 1

東かがわ市 こども家庭課 母子保健グループ TEL 0879-26-1229 FAX 0879-26-1209